

【別紙1】

青森型マイクロツーリズム推進事業における「宿泊プランコンテスト」実施業務委託・仕様書 (案)

1 委託業務名

青森型マイクロツーリズム推進事業における「宿泊プランコンテスト」実施業務

2 委託業務の目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症発生後は「マイクロツーリズム（※）」といった考え方が注目を集めている。
- 本県においては、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込む観光需要を補完するため、主に県民を対象とした宿泊キャンペーン等を実施することで、県内の観光需要を喚起し、この宿泊キャンペーン等で喚起された「マイクロツーリズム」の定着に向けた取組を実施してきた。
- 本県が実施してきた宿泊キャンペーンの特徴は、料金割引のみを実施するだけではなく、宿泊事業者が、各施設や地域の特色を活かした宿泊プランを企画・販売していることであり、県民を含む利用者からも好評を得ているが、一方で、キャンペーンによる割引終了後の反動減も懸念されており、今後は、「割引」ではなく、本県の「魅力」によって誘客を促進するための基盤強化が必要である。
- そこで、宿泊事業者がこれまで培ってきた企画力を発揮する機会を、宿泊プランの出来映えで競う「宿泊プランコンテスト」という形で創出することとし、利用者に対して、宿泊プランの「内容」で選択するという視点を提案する。加えて、宿泊プランの「内容」で勝負するという宿泊事業者のマインドを醸成し、プランの企画・ブラッシュアップを通じて、観光地としての本県の魅力の底上げを図るものである。

(※) 一般的には「近隣地域内での観光（観光庁「令和4年観光白書」より）」のことを指すが、本県が提唱している「青森型マイクロツーリズム」では、「縄文遺跡群等でも関わり合いが深い、北海道道南地域、青森県、岩手県及び秋田県居住者を対象に、本県観光の魅力を伝える」こととしている。

3 委託契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

4 委託業務内容

(1) 宿泊プランコンテスト専用Webサイトの制作及び運営

宿泊プランコンテストにおいて、事業者から応募された宿泊プランを紹介する専用Webサイトを制作及び運営すること。

- ・本業務の目的及び応募された宿泊プランの魅力が、閲覧者にしっかりと明確に伝わるサイト構成とすること。なお、応募された宿泊プランについては、全プランを掲載すること。
- ・宿泊プランへの投票が可能なサイトとすること。ただし、一人につき各テーマ一回までの投票とし、複数回の投票は出来ない設定とすること。
- ・投票者の自由意見記入欄を設けること。
- ・スマートフォン等からも閲覧及び投票が可能な仕様とすること。
- ・Webサイトの公開は、令和4年10月中旬から開始すること。

(2) 青森県内テレビCMの制作及び放送

宿泊プランコンテストの実施を周知し、投票に繋がるテレビCMを制作及び放送すること。

- ・放送局＝〇〇〇
- ・放送日時＝令和4年10月上旬～11月上旬までの間
- ・放送回数＝合計〇回
- ・放送分数（合計）＝〇分以上

※契約締結時には企画提案された取組内容を踏まえ記載。

(3) Web サイト以外での投票方法

インターネットの利用が困難な方等でも参加（投票）が出来るような施策を実施すること。

※契約締結時には企画提案された取組内容を踏まえ記載。

(4) 投票者への特典

宿泊プランコンテストへの投票を促すため、投票者への特典を用意すること。なお、特典の発送については、投票者の抽選により決定した当選者に発送するものとし、抽選、並びに、特典の発送にも対応すること。

※契約締結時には企画提案された取組内容を踏まえ記載。

(5) 最優秀賞受賞プランを紹介するテレビ番組の制作及び放送

投票の結果、最優秀賞を受賞したプランについて、宿泊プランの魅力、並びに、事業者の宿泊プラン造成にかける思いが、しっかりと明確に伝わる内容のテレビ番組を制作すること。

- ・放送地域＝〇〇〇
- ・放送局＝〇〇〇
- ・放送日時＝令和4年〇月～〇月までの間
- ・放送回数＝合計〇回
- ・放送分数（合計）＝〇分以上

※契約締結時には企画提案された取組内容を踏まえ記載。

(6) 利用者へのアンケート調査の実施

コンテストに応募された宿泊プランの利用者に対して、アンケート調査を実施することとし、その結果について県に報告するとともに、利用者の同意を得た上で、利用者の声としてWebサイト等で紹介すること。

(7) その他プロモーション【任意提案項目】

上記のほか、応募された宿泊プランの利用へと繋がるようなプロモーションを実施すること。

※契約締結時には企画提案された取組内容を踏まえ記載。

(8) 報告書の作成

○上記（1）～（7）で放送したCM及び番組を収録したDVD-Rを提出すること。

○上記（1）～（7）の実施結果概要をまとめた報告書を作成の上、発注者に対して提出すること。

5. その他留意事項

- 受託者決定後、業務内容については協議し、契約締結時の仕様書を定める。
- この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従って業務を行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、放送内容等を変更・中止せざるを得ない可能性があることに留意すること。